

[事案 29-267] 損害賠償（契約無効）請求

・平成 30 年 6 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

契約に際し、募集人の告知妨害や誘導等があったことを理由に、既払込保険料相当額の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 11 月に契約し、平成 29 年 6 月に解約した組立型保険について、以下のとおり、契約に際し、募集人において保険会社が損害賠償を行うべきと認められるだけの行為があったので、既払込保険料相当額を返還してほしい。

- (1) 募集人は昔からの友人であるので、自分が告知日から 2 年以内に C 型肝炎で入院したことは知っていたが、タブレットで告知を入力した際、「言う通りに入力すれば良い」と告知義務違反になるような申告をするよう指示された。
- (2) 契約前の電話の際および契約当日に、C 型肝炎による入院歴について募集人と話した際、募集人自身にも受給経験があることを例にして、契約後 2 年間は別の病院で診察を受けるように指示された。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集人は契約に際し、申立人の主張するような告知妨害や誘導、指示はしていないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、告知書の質問項目を 1 項目ずつ口頭で説明し、申立人自身の判断でタブレット画面をタッチして告知してもらっている。その際、告知事項にどう回答したら良いかとの質問も受けていない。
- (2) 募集人は申立人の C 型肝炎の罹患歴は知らなかったし、申立人に対し、自身の C 型肝炎の罹患歴も話したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約前後の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人において保険会社が申立人に損害賠償を行うべきと認められるだけの行為（不法行為）があったとは認められないものの、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は平成 29 年 4 月に募集人に対し電話で解約の希望を伝えているが、同年 6 月まで解約は行われていない。募集人は、4 月の電話では、申立人に契約継続の検討をお願いしたので、申立人からの再連絡を待っていたと述べている。しかし、1~2 か月何もせず放置していたことは、解約の希望を聞いた後の募集人の対応としては不十分と考える。